

河原地区人権啓発推進協議会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、河原地区人権啓発推進協議会という。

第2条 本会は、事務局を河原地区公民館におく。

第3条 本会は、さまざまな人権課題の解消をめざし、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 河原地区の全部落対象に小地域懇談会の実施
2. 研修会や講演会の開催
3. 資料の収集、作成提供
4. 社会教育関係者との連携と相互の交流
5. その他必要と思われること

第2章 組 織

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

1. 河原地区、11 部落の部落長
2. 河原地区、11 部落の人権推進委員
3. 河原地区公民館代表者
4. 河原地区人権啓発推進員
5. 河原地区まちづくり協議会役員
6. 本会の主旨に賛同する者

第6条 本会は、次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 1 名
3. 理 事 11 名
4. 監 事 2 名
5. 人権啓発推進員 4 名

第7条 役員は、総会において選出する。任期は1年とし再任を妨げない。但し、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し会務を総轄する。副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはこれを代理する。監事は会計監査を行なう。

第9条 本会に、事務局をおく。事務局は会長が委嘱する。事務局は会長の命を受け、会の運営事務の執行にあたる。

第10条 本会に顧問、参与をおくことができる。顧問参与は総会において推挙する。

第3章 会 議

第11条 本会の会議は総会、役員会とする。

第12条 総会は年1回とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

第13条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 事業計画及び事業報告
2. 予算及び決算
3. 役員選出
4. 規約の改廃
5. その他重要事項

第14条 役員会は、会長が必要と認める時は随時召集する。

第15条 本会の経費は、会費及び市の助成金その他をもってこれにあたる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

付 則

1. この規約は、平成19年4月1日より施行する。
2. この規約は、平成20年4月1日より施行する。(一部改正)
3. この規約は、平成22年4月1日より施行する。(一部改正)
4. この規約は、令和7年4月12日より施行し、令和7年4月1日より適用する。(第3条改正)